

重要事項説明書

社会福祉法人 福島福祉会
ホームヘルプステーション グリーンライト
福島市飯坂町湯野字梁尻 1 番地の 1

訪問介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-542-7777(受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 菅野 牧子

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. ホームヘルパーステーショングリーンライトの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームヘルパーステーション グリーンライト
所在地	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1
介護保険指定番号	指定訪問介護事業所(福島県 0770100741)
サービスを提供する地域	福島市内 伊達市内 伊達郡内 全域

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		職員指導(心構え、事故等の対応)・利用者等の対応・提供管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名以上		訪問介護計画書作成・ヘルパー指導	3名以上
従事者	介護福祉士	4名以上		訪問介護の提供	10名以上
	1～2級修了者、初任者研修修了者、実務者研修修了者	3名以上	2名以上		
	3級修了者				
	看護師				
	その他				

()内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早朝 6:00～ 8:00	夜間 18:00～ 22:00	深夜 22:00～ 6:00	備考
平日	○	○	○	需要に応じて	
土日祭日	○	○	○	需要に応じて	

※ 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護 (身体の自立 現状維持の補助)

食事介助	自助具等を使用しながら、本人の残存機能が維持出来るように食事介助を行います。
入浴介助	慣れた自宅での入浴、公衆浴場での入浴のお手伝い。
排泄介助	オムツ交換、ポータブルへの誘導、介助します。
清拭	全身清拭、部分清拭、状態に応じて対応します。
体位変換	ジョクソウ防止等の体位交換のお手伝いをします。

等

(2) 生活援助

買い物	買い物に不便を感じている場合(荷物が重い、店が遠い等)ヘルパーが買物の代行をします。
調理	火気扱い、調理が困難な場合、食事の支度、つくりおき等を行います。
掃除	普段使用されているお部屋、寝室等の掃除を行います。
洗濯	洗濯を干すなどの動作が困難な場合、代わりに行います。
代理業務	薬の受取代理などの代理業務を行います。

(3) その他のサービス

介護相談

等

(4) 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することは出来ません。

- ・ご家族の為に行う行為や、ご家族が行うことが適当と判断できる行為
- ・ヘルパーが行わなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為

等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割又は2割又は3割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

「料金表—基本利用料金・昼間(8:00～18:00)」

【身体介護】

	基本利用料金	個人負担 1割	個人負担 2割	個人負担 3割
20分未満	1,630 円	163 円	326 円	489 円
20分～30分未満	2, 440 円	244 円	488 円	732 円
30分～1時間未満	3,870 円	387 円	774 円	1, 161 円
1時間以上1時間30分未満	5,670 円	567 円	1, 134 円	1,701 円
1時間30分以上(30分増すごとに)	820 円	82 円	164 円	246 円

※生活援助加算・・・65 円 (引き続き生活援助を行った場合)

【生活援助】

	基本利用料金	個人負担 1割	個人負担 2割	個人負担 3割
20分～45分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
45分以上(原則1時間まで)	2,200 円	220 円	440 円	660 円

(2)加算関係

(ア)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

1ヶ月につき所定単位数の22.4%加算。

(イ)初回加算 200円/月

新規のご利用者に、同月内にサービス提供責任者がサービス提供又は同行訪問した場合。

(ウ)緊急時訪問加算 100円/回

ご利用者・ご家族からの依頼でサービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

(エ)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100円/月

サービス提供責任者と作業療法士等の協働により訪問介護計画を作成した場合。

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/月

上記に加えて、リハビリを実施している医療提供施設の作業療法士等が訪問して行った場合。

(オ)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき3単位を加算

①日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)が利用者の50%以上②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者が20人未満の場合は1以上、対象者の数が20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて得た数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

(カ)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 1日につき4単位を加算

①(Ⅰ)を満たす②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1人以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導を実施③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定

(キ)口腔連携強化加算 1回につき50単位を加算(月1回まで)

事業所の職員が口腔の健康状態を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及びケアマネジャーへ評価結果の情報提供を行う。

(ク)特定事業所加算

特定事業所加算Ⅰ 所定単位数の100分の20に相当する単位

下記体制要件、人材要件(①及び②)、重度要介護者等対応要件(①)のいずれにも適合する場合算定

特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の100分の10に相当する単位

下記体制要件、人材要件(①及び②)のいずれにも適合する場合算定

特定事業所加算Ⅲ 所定単位数の100分の10に相当する単位

下記体制要件、重度要介護者等対応要件(①)のいずれにも適合する場合算定

特定事業所加算Ⅳ 所定単位数の100分の5に相当する単位

下記体制要件(⑥)、人材要件(③)、重度要介護者等対応要件(②)のいずれにも適合する場合算定

特定事業所加算Ⅴ 所定単位数の3%を加算

下記体制要件、人材要件④に適合する場合算定

〈体制要件〉

- ① すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ② ご利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
- ③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な情報により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
- ④ すべての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的実施していること。
- ⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- ⑥ サービス提供責任者全員に、業務の質向上に資する個別研修計画策定し実施または予定していること。

〈人材要件〉

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。
- ③ 人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置していること。(利用者80人未満の事業所に限る)
- ④ 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の割合が30%以上

〈重度要介護者等対応要件〉

- ① 前年度又は3月のご利用者のうち、要介護4～5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者の総数が20%以上であること。
- ② 要介護3以上または認知症自立度Ⅲ以上の利用者が60%以上であること。

※ 基本利用料金・昼間に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、利用者様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費は、実施地域の境界点から片道1kmにつき25円の実費が必要です。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

連絡先 024-542-7777

※夜間はナイトモードになっており、緑光園の職員が対応致しますので、要件(休み等)をお話下さい。

ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合や、ご自宅までヘルパーが訪問し、ご本人がいらっしゃらない場合	当該基本利用料金の30%
--	--------------

(5) その他

- ① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払い下さい。
お支払い頂くと、領収書を発行致します。
お支払い方法は、口座自動引落になります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。
訪問介護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合で、サービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要支援1・2と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます。
 - ・ 利用者様がお亡くなりになった場合もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書または口頭で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ホームヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、親族、市町村、居宅介護支援事業所へ連絡を致します。また、利用者様に対してその損害を賠償します。

9. サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

担当 菅野 牧子 電話 024-542-7777
(受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで)

② その他

当事業所では、第三者委員を設置しております。

畠 勲 (法人監事) 024-542-3279

長谷部 ひろ子 (民生委員) 024-542-0504

当事業所以外に、市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 福島市長寿福祉課 024-525-7656

10. 当社の概要

法人名	社会福祉法人 福島福祉会
代表者名	三瓶 松太郎
法人所在地、連絡先	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1 電話番号 024-542-7777 FAX 024-543-1141
定款の目的に定めた事業 数等	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 公益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により次の事業を行なう。 (1) 温泉利用デイサービス事業 (2) 高齢者グループリビングの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センターの経営 (5) 介護予防支援事業 (6) 介護予防・日常生活支援総合事業 (7) 高齢者生活共同運営住宅(高齢者生き生きグループリビング) の設置及び運営 (8) 訪問看護事業

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1-1

名称 ホームヘルパーステーション グリーンライト

所長 佐藤 英壽 印

説明者 所属 サービス提供責任者

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重
要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(家族)

住所 _____

氏名 _____ 印